

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月11日(水) 午前10時00分から午前10時19分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 23人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員

10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員

13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員 18番 片岡 泰助 委員

15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 1人

6番 武本 章吾 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

7番 山本 義弘 委員 10番 安田 公彦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 富山 典子 事務局主幹 中村 英樹
事務局主幹 塩見 雅子 事務局主幹 日下部 啓司 事務局主幹 成田 裕次
事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から8月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和3年8月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は23名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号10番安田公彦委員と議席番号11番高橋英和委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の塩見主幹と成田主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 塩見です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて13件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】 まず1番について、前回保留の案件です。譲受人の所有農地において、一部効率的に使用されていない状態が見受けられましたが、今回議案第2号2番において、是正を目的とした農地法第4条の規定による許可申請がなされ、同時許可を条件に玉島地区協議会においては許可意見となりました。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の

13件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から13番について、許可、と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

おそれいます、安田委員に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(安田委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の4件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から4番について許可、と決定します。

事務局、安田委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた安田委員に報告いたします。

議案第2号は、全件許可されましたことを報告いたします。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明をさせていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から6頁にかけて8件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました8件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた8件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の8件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から8番について許可、と決定します。

続きまして、7頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、山本委員に係る案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(山本委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

塩見でございます。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から11頁にかけて26件の計画が、農業委員会に提出されました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が14件、使用貸借が12件です。

また、利用期間の更新は10件で、更新切れを含む新規は16件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが11件、そのうち2件は農地所有適格法人及び一般法人が受け手となっており、農地所有適格法人単体によるものが2件、その他は個人です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、26件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第4号「農用地 利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、26件全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、山本委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた山本委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、12頁をご覧ください。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見についてを議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

【議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見についての説明】

中村です。議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」でございますが、倉敷市長から農業委員会へ令和3年7月20日付(農第571号)で「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見を求められています。

市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。

今回の主な変更点は、分家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外です。

この中で、農用地区域からの除外については、23ページ(2)の「農用地等以外の用途に供することを目的とする農用地区域からの除外」ということで、今回は表の11件が該当します。

これらの11件については、地区の担当委員さんに事前に確認していただきましたが、いずれも問題なしということで、農振除外が適当と思われま

す。最後に24ページですが、農業振興地域整備計画の変更の問題がないということであれば、意見書案のとおり回答いたします。

これらについて、各地区協議会でご審議頂きましたが、この意見書案のとおり承認とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明がありましたが、議案第5号につきましては、24頁の意見書案のとおり回答することに、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第5号は、意見書案のとおり回答することを承認します。

審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局

【報告第1号から第6号について報告・説明】

日下部です。報告いたします。

26頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、26頁から30頁にかけて16件の届出がありました。

	<p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に31頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から32頁にかけて7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に33頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、33頁から40頁にかけて39件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に41頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが41頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に42頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」でございますが、42頁に1件の証明願が農業委員会に提出されました。この案件につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局において、農地法第5条届出事務に準じて審査・確認を行い、事務局長専決で証明書を交付しております。</p> <p>次に43頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、43頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
吉井副参事	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p>

次回総会は9月8日（水）です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時19分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年8月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員